奥能登応援フェア (仮称) 運営等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、今年5月に珠洲市を震源地として発生した地震被害を踏まえ、奥能登の農 林漁業者の生業継続意欲の維持につなげるため、奥能登応援フェア (仮称) を実施する ものである。

事業を円滑かつ効率的に実施するために、業務を委託することとしており、本業務を 行うにあたり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより 業務委託候補者を選定するためのプロポーザルを実施する。

※この実施要領に基づく選定は、業務を実施するにあたり、優先的に契約を締結する 権利を持つ者を選定するため、予算成立前に実施するものであり、同選定により、委 託契約を確定するものではない。

2 委託業務の概要

- (1)業務名称:奥能登応援フェア(仮称)運営等業務(以下、「本業務」という。)
- (2)業務内容:本業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間:契約の日から令和6年3月31日まで
- (4)委託見積限度額:

金7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)(予定)

3 本プロポーザルへの参加資格等

- (1) 参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。
 - ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
 - ② 本業務を実施するうえで、ふさわしい業務推進体制、ノウハウを備えていること。
 - ③ 参加申込書提出時点において、石川県競争入札参加資格者名簿に登録され、資格の停止期間中でないこと。参加申込書提出時点において、未登録の場合は、令和5年7月14日(金)までに石川県管財課で登録受付処理を完了させ、令和5年8月1日(火)付で登録がなされる場合のみ、対象とする。
 - ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ⑤ 参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑥ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第6条に基づく暴力団、 暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - ⑦ 石川県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、参加申 込書の提出日現在において未納がない者であること。
- (2) 次の事項に該当した者は、本業務について企画提案する資格を失う。

- ① 実施要領及び仕様書に定める条件や規定に従わない場合
- ② あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- ③ 公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は、行おうとした場合

4 スケジュール (予定)

日程	項目
令和5年6月14日(水)	実施要領等の公表
6月21日 (水)	実施要領に関する質問及びプロポーザル参加申込
	書の提出期限
6月23日(金)	要領等に関する質問への回答(電子メールで回答)
~26日(月)	安順寺に関する負向への凹谷(电子を一かて凹合)
7月 3日 (月)	企画提案書等の提出期限
7月 4日 (火)	書面審査の実施
~7日(金)	
7月10日(月)	委託候補者選定結果の通知

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出方法

質問票(別紙1)により電子メールで提出すること。

なお、電子メールを受信した後、ブランド戦略課(以下、事務局という。)から確認メールを返信するため、その確認メールをもって質問の受付を完了したものとする。

(2) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部ブランド戦略課

TEL: 076-225-1614, FAX: 076-225-1624

メールアドレス: e210390@pref. ishikawa. lg. jp

- (3)提出期限:令和5年6月21日(水)午後4時(必着)
- (4) 質問への回答方法

受付した質問への回答は6月26日(月)までに電子メールにより行う。

6 審査参加申込書

(1) 提出方法

参加申込書(様式1)により電子メールで提出すること。

なお、電子メールを受信した後、事務局から確認メールを返信するため、その確認 メールをもって参加申込の受付を完了したものとする。

- (2) 提出先:上記5(2)に同じ。
- (3) 提出期限:令和5年6月21日(水)午後4時(必着)

7 企画提案書等の提出

- (1) 下記①から⑥までの書類を8部(本通1部、写し7部)提出すること。 ※内容によっては追加書類の提出を求めることがある。
 - ① 本業務委託プロポーザル参加申込書(様式1)
 - ② 会社概要(様式2)
 - ※法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。 ※共同企業体で参加する場合、すべての構成員分を提出すること。
 - ③ 過去5年間の類似事例の実績(様式3) ※パンフレット、実績報告書等がある場合は、併せて添付すること。
 - ④ 業務の実施体制(様式4)―責任者氏名および職務経歴、人員配置、実施体制等
 - ⑤ 企画提案書(任意様式) ※業務内容、業務スケジュールなどが具体的に分かるように記載すること。
 - ⑥ 経費見積書(任意様式) ※積算の内訳が具体的に分かるように記載すること。
- (2) 提出方法

持参又は郵送すること。なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後 4時までとする。(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着)

- (3) 提出先:上記5(2) に同じ。
- (4) 提出期限:令和5年7月3日(月)午後4時(必着)
- (5) 企画提案書記載上の留意事項 企画提案書および見積書(任意様式)は、実施要領及び仕様書等に記載されている 条件を踏まえて作成すること。
- (6) その他留意事項
 - ① 資料提出後の追加、訂正は認めない。
 - ② 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
 - ③ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
 - ④ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

8 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、事務局において書面にて実施する。

9 審査基準

審査項目	配点	審査基準
企画提案の 内容(企画力)	20	 ・本業務の実施内容をより豊かなものとする提案が具体的に示されており、かつ実現可能なものであるか。 ・トップセールスの企画が、より多くの消費者への影響力・周知効果を期待できるような提案となっているか。 ・メディアやSNS等を活用し、本イベントがより多くの消費者へ周知されるような提案がなされているか。 ・本イベント来場者の購買量が増加し、発券されたクーポンの使用率が高くなる企画・提案がなされているか。
業務の実施体制	20	・配置予定担当者に関し、人員及びほかの手持業務の状況 から本業務に十分専念できると認められるか。 ・過去の受託業務実績等に鑑み、提案された実施体制に説 得力があるか。
取組姿勢等	20	・本業務への取組みの積極性が感じられる提案内容となっているか。・本業務の目的・趣旨をきちんと理解し、企画・提案がなされているか。
結果の分析	20	・イベントの実施結果(集客数・商品の売れ行き、クーポンの利用状況等)の分析方法について、具体的に示されているか。
実績等	10	・過去の受託業務実績(イベント企画、PR実績等)、セールスポイント等から、本業務の目的を確実に遂行することが可能か。
価格 (費用対効果)	10	・事業の目的や趣旨、提案内容に則した適切な経費が計上 されているか。・提案内容された経費の内訳について、妥当性があるか。
合計	100	

10 業務委託候補者の選定及び審査結果の通知

- (1)参加者から提出された企画提案書等の審査にあたっては、審査委員会に諮り、評価点が最高点の企画提案書等を提出した者を業務委託候補者とする。
- (2) 審査内容については、公表しない。
- (3) 審査結果については、採用・不採用に関わらず文書により参加者へ通知する。
- (4) 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
- (5) 参加者が次の各号の一に該当する場合は失格とする。
 - ① 提出期限に遅れた場合
 - ② 実施要領等の条件を満たさない場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合
- ※審査委員は、石川県農林水産部及び農業団体の実務担当が担うものとする。

11 契約の締結

審査の結果、業務委託候補者と協議を行い、事業の実施に関する事項等について合意できた場合に、契約を締結する。

なお、業務委託候補者との協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3)業務遂行の意思が認められない場合
- (4)業務遂行能力が無いと認められた場合

13 その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成等にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権、所有権その他一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第 三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関 する一切の責任を負うこと。
- (5) 事務局は、採用した企画提案を企画書の原案とするが、当該提案者と協議のうえ、その一部を変更することができる。
- (6) 参加者は、本公募において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 本公募の審査結果等について、事務局に問い合わせてはならない。

14 業務の一括

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

15 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部ブランド戦略課

担当:村濱、松井

TEL: 076-225-1614, FAX: 076-225-1624

メールアドレス: e210390@pref. ishikawa. lg. jp